

「 I C カ - ド

取 得 し な け り や

— 大 事 ! 」

名 古 屋 税 理 士 会  
情 報 基 盤 整 備 特 別 委 員 会  
委 員 長 井 上 新

電 子 申 告 は I C カ ー ド

が な け れ ば 出 来 ま せ ん 。

何 は さ て お き I C カ ー ド で す 。

平 成 1 6 年 2 月 か ら 全 国 に 先 駆 け て 、 名 古 屋 国 税 局 管 内 か ら 電 子 申 告 制 度 が 開 始 さ れ ま す 。 私 ど も 税 理 士 が 電 子 の 世 界 に お い て も 税 務 申 告 業 務 を 無 償 独 占 し て い く た め に は 、 I C カ - ド の 取 得 が 必 要 で す 。 こ の 取 得 が 低 調 な 場 合 は 、 他 の 送 信 者 に 電 子 申 告 業 務 を 委 ね る こ と に な る 可 能 性 が あ り ま す 。 し た が っ て 、 是 非 と も **全 会 員 に** 取 得 し て い た だ き た く お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 そ こ で 、 今 秋 、 電 子 申 告 に 必 要 な I C カ ー ド が 、 下 記 の 取 得 手 順 を 経 て い た だ い た 方 に は 、 日 税 連 か ら 各 会 員 に 送 付 さ れ る 予 定 に な っ て い ま す 。 こ れ ら の 手 順 に つ い て ご 紹 介 い た し ま す 。 但 し 、 こ こ で ご 紹 介 す る 手 順 等 は ま だ 未 確 定 の 箇 所 も あ り 、 今 後 変 更 さ れ る こ と も あ

るので予めご了承下さい。

## ICカード取得手続き の前に... (最重要)

ICカードに格納してある電子証明書の発行には、本人確認のため、住民票と税理士名簿上の自宅住所の記載内容が一致していなければなりません。このため、両者が一致していなると本人確認ができず電子証明書が発行できなくなります。

名古屋市内に限らず、市町村合併や行政の区画整理等で住所地名・地番が変更になっていてそのままになっている会員は、住民票と印鑑証明を添付してICカードの取得を申請されても、差し戻しになる可能性があります。

つきましては、税理士名簿の登録事項（特に事務所住所および自宅住所）に変更が生じた時は、速やかに変更登録申請の手続きをおとり下さい。なお、「登録事項変更通知」及び「会員名簿誤謬通知」は会員名簿の最後（広告の前）にハガキがあります。この変更通知をしていただきましたら、折り返し申請用紙をお送りいたします。

## ICカード取得の 手順について

### 1 申請書類の受取

11 月初旬をめぐりに、下記書類が日税連から  
会員事務所に郵送されます。

電子証明書発行申請書兼加入者同意書

重要事項証明書

記載要領・記載例

返信用封筒

振込用紙 (平成15年4月1日以降入  
会の会員のみ)

名古屋会の場合は、当面、名古屋会負  
担で取得できます。本来、平成15年4月1  
日以降入会の会員は、発行手数料として  
5,000円がかかります。但し、平成15年3  
月31日時点で会員であった方については、  
電子認証局基盤整備分担金として予算措  
置が講じられていますので、発行手数料の  
支払いは必要ありません。

## 2 申請書類の提出

税理士は1の「重要事項説明書」の熟読  
していただき、税理士個人の確認書類(住民  
票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本(抄  
本でも可))とともに、1の「電子証明書  
発行申請書兼加入者同意書」の当該箇所に記  
載(実際はプレプリントなのですべて記載さ  
れており、会員本人が行うのは署名押印  
のみの予定)して、さらに署名押印の上、日  
税連認証局宛に1の「返信用封筒」  
を使用して郵送します。

旧姓使用をしている会員の方のみ同  
封じます。

署名押印は印鑑登録証明書に登録され  
ている印影のもの(実印)を押印します。

日税連認証局では、受け取った申請

書類を審査し、審査が完了すると登録・証明書作業に取り掛かります。なお、申請書類に不備等があった場合、申請者（税理士本人）へ発行拒否を通知することとなります。

日税連認証局は、所定の作業を済ませ、下記のことを申請者事務所宛に「本人限定受取郵便」で送付します（局留め）。

ICカード

カードドライバー（ICカード認識用ソフト）

ID、パスワード情報

受領書（はがきの予定）

### 3 ICカード等の受領

ICカードが本人限定受取郵便として所管の郵便局に届きますと、税理士事務所宛に「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」として郵便局からのお知らせが届けられます。郵便局では一定期間保管しますので、その期間内に指定された郵便局でICカードを受け取ることが出来ます。

なお、受取の際は印鑑（認印で結構です）のほか、税理士証票と本人確認のための公的身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の提示を求められるので、予め用意して下さい。

ICカードの配布は、本人確認を厳密にしているため、税理士本人以外の受取は、いかなる場合も受付られません（事務所職員、本人以外の家族等でも受付られません）。ご了承ください。

## 4 受領書（はがき）の返信

ICカードの券面記載事項に間違いがないことを確認したら、同封されている受領書に必要事項を記入の上、直ちに日税連認証局まで返信します。

受領書を返送しない場合、規程により当該ICカードが失効され、当該申請者へ失効が通知されます。

ICカード取得の手順は以上です。

「とりあえず1・2年様子を見てから・・・」「私はパソコンが苦手なので・・・」「私はICカードを使うつもりがないので」「補助税理士だから」等等、ICカードを取得しない理由を若干耳にいたします。

今は、取得しない理由を探している時期ではなくなっています。くどい様ではあります、ICカードを名古屋税理士会の会員が取得せず、取得率低調という答えを出してしまえば、税理士の業務独占がなくなる可能性があります。全国の税理士、全国の政府関係者、全国民が、名古屋税理士会の税理士先生方のICカードに取得率に注目しています。

今後も税理士業務を継続する以上、また、今まで税理士業務をされてきた方は今後の税理士のために今、ICカードを取得してください。パソコンを使うか否か、電子申告をするか否かは、その次の問題です。電子政府は確実に実現し、電子化の流れは誰にも止められません。

何卒、ICカードの取得にご協力下さい。